



大潟村不妊治療費等助成事業

大潟村では、不妊に悩む夫婦が安心して不妊治療を受けられるよう、治療費用を助成しています。

対象

- (1) 法律上婚姻している夫婦で、医師による特定不妊治療等を受けている者
- (2) 夫婦ともに大潟村に住所を有する者
- (3) 他の市町村から助成を受けていない者

対象となる治療内容・助成額等

(1) 特定不妊治療

内容：体外受精、顕微授精による治療費と検査費。

各種証明手数料その他治療に直接関係のない経費を除く。

助成額：1回の治療につき20万円を上限とし、年3回まで。このうち、新規で助成を受ける場合は初回のみ30万円まで。ただし、秋田県特定不妊治療費助成事業により助成を受けた場合は、その額を控除した額。

(2) 男性不妊治療

内容：特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療費と検査費。

各種証明手数料その他治療に直接関係のない経費を除く。

助成額：1回の治療につき15万円を上限とし、年3回まで。このうち、新規で助成を受ける場合は初回のみ30万円まで。ただし、秋田県特定不妊治療費助成事業により助成を受けた場合は、その額を控除した額。

(3) 一般不妊治療

内容：一般不妊治療のうち、人工授精等保険診療適用外の治療費と検査費。

各種証明手数料その他治療に直接関係のない経費を除く。

助成額：1年度15万円まで

(4) 不育症治療

内容：不育症治療のうち、保険診療適用外の治療費と検査費。

各種証明手数料その他治療に直接関係のない経費(入院時ベッド代、食事代等)を除く。

助成額：1年度30万円まで

申請方法

(1)「大潟村特定不妊治療費等助成事業申請書兼請求書」に次の書類を添えて、保健センターに提出。

* 申請書兼請求書等の様式は、保健センターにある他、村ホームページからもダウンロード可。

① 大潟村特定不妊治療等助成事業受診証明書

(特定不妊治療、男性不妊治療で秋田県の助成を受けている場合は、「秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し)

② 夫婦の住民票(住民票で夫婦であることが確認できない場合は戸籍謄本)

③ 医療機関の発行した領収書の写し(領収書及び領収明細書)

④ 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し(秋田県の助成を受けている場合)

(2) 治療が終了した日の属する年度の末日までに申請してください。

県の特定不妊治療費助成を受けている場合は、県の承認決定通知書が交付されてから申請してください。